



お知らせと情報

くらしのお知らせ

新型コロナウイルス感染症情報



【新型コロナウイルスワクチン情報】

▶ 1回目および2回目接種の終了について

市の個別医療機関および集団接種会場での接種（1回目および2回目）は、11月で終了となります。今後12歳の誕生日を迎える方（平成21年4月2日以降に生まれた方で、満12歳になる方）や特別な事情により接種ができなかった方には、12月以降に接種日程を設ける予定です。

接種方法などの詳細は、決定次第お知らせします。

▶ 市の接種状況（令和3年11月10日現在）

対象者	接種回数	
12歳以上 (37,628人)	1回目	33,026回(接種率 87.8%)
	2回目	30,342回(接種率 80.6%)

▶ 追加接種（3回目接種）の実施について

市では、国の方針に基づき、順次3回目の接種を実施します。接種時期は、現時点で2回目の接種完了からおおむね8カ月以上後とすることが想定されています。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 健康づくり推進課 ☎ 029-898-2312



【高齢者などを支援】

▶ PCR検査費用の一部助成（電話予約必須）

対象：本市に住民登録があり、いずれかに該当する方（発熱症状のある方などは除きます）

◎検査日時時点で65歳以上の方

◎基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患など）のある65歳未満の方

◎肥満（BMI30以上）の65歳未満の方

BMI＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）

電話予約：午前9時～午後5時（土日祝除く）

検査日	予約受付期間
12月6日(月)	11月29日(月)～12月3日(金)
12月13日(月)	12月6日(月)～12月10日(金)
12月20日(月)	12月13日(月)～12月17日(金)

検査方法：唾液を採取（費用3,000円）

※検査時間は電話の際に決定します。

☎ 介護長寿課（千代田庁舎）



【事業者と市民の皆さんの家計を支援】

▶ かすみエールプレミアム商品券（第3弾）

商品券の使用期限は、12月31日(金)です。期限内に使用をお願いします。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 地域未来投資推進課（霞ヶ浦庁舎）



【事業者を支援】

▶ 事業者支援一時金

県からの営業時間短縮要請や不要不急の外出自粛要請により影響を受けた事業者に対し、県が給付する一時金に加算して給付します。

金額：10万円×県の一時金の受給回数分

※◎令和3年1、2月分 ◎4～6月分 ◎8、9月分の計3回分、上限30万円

対象：①～③全てに該当する事業者

①「茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金」を受給している

②市内に主たる事業所を有する法人または個人事業者

③事業収入があり、事業継続の意思がある

期限：令和4年3月31日(日)

※申請方法などの詳細は、お問い合わせください。

☎ 地域未来投資推進課（霞ヶ浦庁舎）



▶ キャッシュレス決済（JPQR）導入奨励金

非接触の決済手段であるキャッシュレス決済の普及を図るため、「JPQR（総務省と経済産業省が推進する決済用二次元コード）」を導入した事業者に対し、一律5万円の奨励金を交付します。

対象：①～③全てに該当する事業者

①市内で事業を営む中小企業・小規模事業者

②JPQR決済を継続的に利用する

③JPQRの導入について補助金などの交付を受けていない

期限：令和4年3月31日(日)

※申請方法などの詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 地域未来投資推進課（霞ヶ浦庁舎）



▶ 新しいビジネスモデル構築支援

オンラインでの商品紹介や事業所のテレワーク環境整備（パソコン、タブレットは除く）、新商品開発などに取り組む事業者に補助金を交付します。

金額：対象経費の4分の3（上限20万円）

※年度内1申請者1回限り。

対象：①～③全てに該当する事業者

①市内に事業所を有する中小企業者または個人事業主

②申請時点において、市税に未納がない

③代表者が、年度内に本補助金を受給していない

期限：令和4年3月31日(日)

※期間内に事業が完了していること

※対象となる経費や申請方法などの詳細は、

ホームページをご覧ください。

☎ 地域未来投資推進課（霞ヶ浦庁舎）



高齢者の運転免許証自主返納支援



高齢者による交通事故防止策として、運転免許証を自主返納した満65歳以上の方を支援します。

内容：交通系ICカードSuica20,000円分を進呈

※申請は、1人1回限り。

対象：◎自主返納時に満65歳以上の方

※満64歳の方で、運転免許の有効期限が満了する直前の誕生日の1カ月前から前日までに返納した方を含みます。

◎自主返納から6カ月を経過していない方

申請：申請書に、警察署などが交付する「運転経歴証明書」の写し」または「取消通知書の写し」を添えて、市地域公共交通会議事務局（政策経営課内）に申請（郵送可）

※詳細は、ホームページをご確認ください。

☎ 政策経営課（千代田庁舎）

ひとり親家庭の資格取得を支援



就職に有利で、生活安定に役立つ資格取得を目指す、ひとり親家庭の就業を支援します。

対象者 ①～③すべてを満たすひとり親家庭の父母

①児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方

②養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方

※令和3年度に限り、これまでの資格に加えて、6カ月以上の訓練などを要する民間資格も対象。

③就業または育児と就業の両立が困難である方

対象資格

看護師（准看護師を含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など

※入学前に、事前相談が必要です。

※支給額や支給期間などの詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 子ども家庭課（千代田庁舎）



電気柵や防護柵の設置費用を助成



有害鳥獣による農作物被害の防止対策として、電気柵や防護柵を設置する費用の一部を助成します。

補助額：資材購入費の3分の2（上限6万円）

対象者：市内に住所を有し、農業を営んでいる方

対象地：柵を設置する面積が500㎡以上の自己農地または利用権設定の上、借りている農地

※必ず購入前の申請が必要です。

※詳細は、お問い合わせください。

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）



便利なバス路線をご利用ください



「千代田神立ライン」は、JR神立駅を起点に千代田ショッピングモールなどを循環し、土浦協同病院に行くことができるバス路線です。通院やお買い物、通勤、通学にぜひご利用ください。

バス車両

交通系ICカード対応(PASMO、Suicaなど)、フリーWi-Fi対応

リアルタイムバス位置情報

走行中のバスの位置をリアルタイム

で知ることができます。



位置情報

運行に関する問い合わせ

関鉄グリーンバス(株) ☎ 0299-22-3384

※時刻表や運賃などの詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 政策経営課（千代田庁舎）

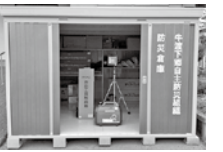
宝くじの助成金で防災備品を整備

牛渡下郷自主防災会は、令和元年に結成され、自助・共助の意識で地域の災害被害防止や軽減、予防活動に取り組んでいます。

今回、宝くじの助成金と地区の負担金で、地域の防災力強化のため、防災倉庫や非常用発電機の他、災害発生時に使用するための備品を整備しました。

この助成は、宝くじの社会貢献広報事業として、一般財団法人自治総合センターがコミュニティ活動に必要な施設や備品を整備するためのものです。

☎ 危機管理課（千代田庁舎）



12月4日から10日は人権週間



毎年12月10日は、「人権デー（Human Rights Day）」です。人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」として人権啓発活動を行います。

人権は、自分と同じように他の人にもあることについての理解を深め、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係をつくりましょう。

☎ 水戸地方事務局 ☎ 029-227-9919

市公式アプリを使ってみませんか



市ホームページの最新情報や防災行政無線の放送内容がプッシュ通知で届くアプリです。また、災害時に役立つ他、新型コロナウイルスやごみの分別、広報電子版なども確認することができます。

☎ 秘書広報課（千代田庁舎）



お知らせと相談

募集のお知らせ

複合交流拠点施設計画のための ポスターセッション



市内の数力所に複合交流拠点施設計画の資料などを掲示し、皆さんからの意見を募集するポスターセッションを実施します。

お時間がある際にお立ち寄りください。

実施場所	実施期間	時間
神立駅改札前	12月6日(月)	午後3時～午後7時
働く女性の家	12月7日(火)～9日(木)	午前8時半～午後10時
やまゆり館	12月7日(火)～9日(木)	午前9時半～午後8時半
千代田ショッピングモール・ヤマハ音楽教室横駐車場	12月10日(金)	午前10時～午後4時

【ポスターセッションとは】

誰もが気軽に立ち寄れる場所に、施設のコンセプトや整備方針などに関するパネルなどを展示し、意見を収集する手法のことです。

また、11月中旬から12月下旬にかけては、市民ワークショップを開催し、計画に対する意見交換などを予定しています。

☎ 公共施設等マネジメント推進室（千代田庁舎）

「うにゃ」が誕生日をお祝いします



毎月1人限定で、「かすみがうにゃ」が誕生日をお祝いに行きます。家族や友達へのお祝い、もちろん本人からの応募も可能です。応募する際は、応募者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスと誕生日の方の氏名、住所、生年月日などを記載の上、観光課までご応募ください。

対象：市内在住の1月1日～31日生まれの方

※当日は、必ず応募者の参加をお願いします。

※応募者の居住地は問いません。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 観光課（霞ヶ浦庁舎）

放送大学 令和4年4月入学生募集



働きながら大学を卒業したい、学びを楽しみたいなどの目的で、幅広い世代の方が学んでいます。

募集学生：教養学部、大学院

出願期間：令和3年11月26日(金)～

令和4年3月15日(火)

※資料請求や詳細は、お問い合わせください。

☎ 放送大学茨城学習センター ☎ 029-228-0683

相談のお知らせ

行政相談所を開設



行政相談委員は、行政に関する相談の解決のための活動をしています。困りごとや悩みごとなど、気軽にご相談ください。

▶ 12月8日(火)／午前10時～正午・午後1時～3時／働く女性の家

▶ **委員：**坂本千一(加茂)、小倉征夫(新治)

※開設日以外は、電話による相談もお受けしています。

総務省茨城行政監視行政相談センター

☎ 029-221-3347

☎ 市民協働課（霞ヶ浦庁舎）

法律相談（要予約／電話受付順）



不動産、家庭の問題、相続、消費者問題、交通事故などについて、弁護士が無料でアドバイスします。

▶ 12月9日(水)／午後1時～働く女性の家

▶ 12月23日(木)／午後1時～あじさい館

※ 12月1日(火)午前8時半から予約開始

☎ 社会福祉課（千代田庁舎）

なんでもかんでも相談（要予約）



ひきこもりや心理、精神、障害年金、法律などの相談を、相談経験のある相談員がお受けします。

▶ 12月18日(土)／午後1時半～やまゆり館

☎ 市社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

心配ごと相談（要予約）



市民の方の悩みや不安などに対して、相談員が助言や関係機関の紹介を行います。

▶ 12月8日(火)／午後1時半～働く女性の家

▶ 12月22日(木)／午後1時半～あじさい館

☎ 市社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

教育支援相談（要予約）



配慮が必要な子どもたちの保護者を対象に、発達や就学などの相談をお受けします。

▶ 12月15日(火)／午後1時～5時／霞ヶ浦庁舎

▶ 12月22日(木)／午後1時～5時／霞ヶ浦庁舎

☎ 学校教育課 ☎ 029-886-3327

家庭児童相談（要予約）



家庭において子どもが健全に成長発達していくための養育や育成、養護、DV、虐待、非行などに関する相談をお受けします。

▶ (月)～(金)（(土)除く）／午前8時半～午後5時／千代田庁舎

☎ 子ども家庭課子ども未来室（千代田庁舎）

結婚相談（要予約）



結婚に関する相談業務や結婚を希望される方の出会いの場などを提供しています。

▶ 毎週(火)／午後1時～8時／霞ヶ浦庁舎

▶ 毎週(木)／午前10時～午後5時／霞ヶ浦庁舎

☎ 市婚活サポートセンター ☎ 029-897-1111

12月1日は「いのちの日」



仕事や家庭、健康上の悩みを解決する方法が見つからない場合、やがて「うつ病」などの心の病気を引き起こしてしまいます。心に変調があれば、少しでも早くご相談ください。

☎ 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312

就労相談（要予約）



「働きたいけど働けない」「就職活動のやり方が分からない」「自分に合う就職先が分からない」など、就労に悩む方の相談をお受けします。

▶ 12月13日(土)／午後1時～4時／

勤労青少年ホーム

◎ 15歳～49歳までの方とその家族の方

※相談日の3日前までに電話で予約してください。

☎ いばらき県南若者サポートステーション

☎ 029-893-3380

くらしの困りごと相談会（要予約）



登記や年金、雇用、税金など行政機関で行う手続きに関する質問や相談の他、相続や離婚、多重債務などの法律相談を無料でお受けします。

日時：12月9日(火)／午後1時～4時

場所：ワークヒル土浦(土浦市木田余4-1-1)

予約期間：11月25日(火)～12月6日(月)

平日午前8時半～午後5時

電話予約：0570-090110、029-253-1100

☎ 総務省行政相談センターきくみみ茨城

☎ 0570-090110

多重債務や投資勧誘の相談窓口



無料の相談窓口を設置しています。一人で悩まないで迷わずご相談ください。

【多重債務相談】

◎ 借金・クレジットカード・各種ローンの悩み相談

電話：029-221-3190／平日午前8時半～正午・午後1時～4時半（(土)除く）

【投資勧誘相談】

◎ 詐欺的な投資勧誘相談(未公開株・社債・ファンド)

◎ 電子マネー詐欺相談(架空請求・サクラサイト)

電話：029-221-3195／平日午前8時半～正午・午後1時～5時（(土)除く）

☎ 関東財務局水戸財務事務所理財課

☎ 029-221-3195、029-221-3190

暮らしのお知らせ

～ Information ～

2021 年 December 12 月

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1	2	3	4
		納期		延長		閉庁
5	6	7	8	9	10	11
閉庁				延長		閉庁
12	13	14	15	16	17	18
閉庁				延長		閉庁
19	20	21	22	23	24	25
閉庁				延長		閉庁
26	27	28	29	30	31	1
閉庁	納期		閉庁	閉庁	閉庁	

※ 12 月 29 日 函から 1 月 3 日 函は、千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎、中央出張所は閉庁となります。

窓口延長 千代田庁舎：毎週木曜日午後 7 時まで
業務対応窓口

市民課、納税課、税務課、国保年金課

納期限

11 月 30 日	固定資産税 4 期 国民健康保険税 5 期 後期高齢者医療保険料 5 期
12 月 27 日	市・県民税 4 期 国民健康保険税 6 期 後期高齢者医療保険料 6 期 介護保険料 5 期

口座振替

市税などを金融機関などの預貯金口座から納期限の日に自動で振替納付ができるため、納め忘れもなく安心です。

スマホ決済アプリ (PayPay、LINEPay、PayB)

いつでもどこでも簡単に市税などが納付できるため、とても便利です。

☎ 納税課 (千代田庁舎)



業務内容



スマホ決済アプリ納付

消費生活ホットライン

高齢者の自宅の売却トラブルに注意

自宅の売却契約はクーリング・オフができません。よく分からないまま安易に契約しないでください。

【80 歳代女性からの相談内容】

不動産業者から「住宅について有利な話がある」と電話があり訪問を承諾した。すぐに営業員 2 人が訪ねて来て「自宅マンションを 1,000 万円で買い取る。その後は、家賃 13 万円で住み続けられ、管理費や固定資産税もかからない」と言われた。一人では決められないと断ったが「早く決めないと売れなくなる」とせかされ、夜 11 時頃まで勧誘され、契約書にサインしてしまった。解約したい。

【ひとこと助言】

- ◎自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフができません。解約には、手付金の倍額を支払うか、契約条項に基づく高額な違約金が必要です。
- ◎自宅を売却すると住む場所がなくなるなど、生活に深刻な影響が生じます。売るつもりがなければ、

訪問を許さず、「売りません」「契約しません」ときっぱり断りましょう。

- ◎「賃貸として住み続けられる」などと勧誘されても、信頼できる人に相談するなどして、取引内容を理解するまで契約してはいけません。
- ▶不審に思った時やトラブルにあったときは、消費生活センターなどにご相談ください。(消費者ホットライン 188)

【市消費生活センター開設日】

時間 午前 9 時～正午／午後 1 時～4 時

◎国 函 困 函 場所：霞ヶ浦庁舎

◎函 勤 労 青 少 年 ホ ー ム は 現 在 閉 設 中

【その他の消費生活センター電話相談】

◎函／茨城県消費生活センター ☎ 029-225-6445

◎田 田 田 田 国民生活センター ☎ 188

☎ かすみがうら市消費生活センター (霞ヶ浦庁舎)

☎ 029-897-1111



消費生活センター

国民年金マメ知識

年金情報を気軽に確認できる「ねんきんネット」

▶「ねんきんネット」とは？

24 時間いつでもパソコンやスマホから、自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

▶「ねんきんネット」でできること

- 自身の年金記録や将来の年金見込額の確認
- 源泉徴収票や社会保険料控除証明書などの再交付申請
- 各種届出書の印刷など

▶「ねんきんネット」を利用するには？

マイナポータルとの連携またはユーザー ID の取得が必要です。マイナポータルから利用するには、マイナンバーカードとメールアドレスが必要です。

パソコンやスマホからログインして「もっとつながる」画面から「ねんきんネット」への連携手続きを行ってください。ユーザー ID の取得には、基礎年金番号とメールアドレスが必要です。

☎ 国保年金課 (千代田庁舎)



日本年金機構

SPORTS INFORMATION

スポーツインフォメーション

今月のテーマ

「ウォーキング」で
ストレス発散



☎ スポーツ振興課 ☎ 029-898-9907



1 日「プラス 10 分」歩いてみよう

まずは 1 日「**プラス 10 分 (1000 歩前後)**」のウォーキングに挑戦してみましょう。生活における身近な部分に変化を加えることで、歩数を 1000 歩増やすことはできます。

例えば、「**仕事中は 1 階上のトイレを使い、階段を上る癖をつけてみる**」「**デスクワークが疲れたら片道 5 分の距離を散歩してみる**」といったように、生活の負担にならない程度のちょっとした工夫で「プラス 1000 歩」は実現可能です。

日々の生活の中で「疲れたな」と感じたときこそ、手軽に取り入れられるウォーキングを習慣にし、日々の生活を快適にしていきませんか。



スポーツ庁
ホームページ

総合型地域スポーツクラブに参加しませんか

総合型地域スポーツクラブでは、さまざまなスポーツ体験などを実施しています。ぜひ、ご参加ください。

大和 ☎ 090-2417-8502 (なかよしスポーツ)

高田 ☎ 090-2420-7846 (エンジョイスports)



シリーズ

環境問題

を考える



今月のテーマ

ご存じですか？
空き家が及ぼす環境被害

☎ 市民協働課 (霞ヶ浦庁舎)

空き家が増加しています

老朽化した「**空き家**」が全国的に増加し、社会問題になっています。「**少子高齢化**」や「**居住形態の多様化**」が要因といわれ、核家族化が進む中で、高齢者世帯が増加し、やがて、建物の所有者が施設入所や亡くなることも空き家となる要因の 1 つです。

国が実施した「令和元年空き家所有者実態調査」によると、空き家のうち、「その他」住宅 (長期不在の空き家、取り壊し予定の空き家など) の約 6 割が、「**腐朽・破損**」の状態にあるなど、地域住民の生活に悪影響を及ぼす可能性があります。

空き家と環境被害

特に問題視されているのは、「適切に管理されず、放置されている空き家 (管理不全空き家)」であり、周辺環境に次のような悪影響を及ぼします。

- ① 老朽化による壁や塀の倒壊や屋根材の飛散
- ② 不審者の侵入
- ③ 雑草などが繁茂し隣家や道路にはみ出す
- ④ 動物がすみ着き、糞尿をすることで悪臭が発生
- ⑤ ごみの不法投棄による景観や衛生面への悪影響



将来を見据えて空き家を管理することが、地域の生活環境の保全につながります。

管理不全空き家にならないために

空き家は個人の資産のため、所有者 (管理者) には適切に管理をする責務があります。**建物や塀の倒壊などで人や物に被害を及ぼした場合、損害賠償を問われる可能性があります。**

市では、「空家等対策計画」を策定し、空き家の所有者はもちろん、将来の空き家問題に不安を抱える方に実践していただきたい「基本方針」を示しています。

① 発生抑制 (予防対策)

居住している段階から、将来に向けた引き継ぎや管理、活用を意識する。

② 適正な維持管理

空き家を放置せずしっかりと管理する。簡単にできる点検だけでもこまめに行い、建物の傷みを防ぐ。

③ 利活用

建物は使わないで放置していると老朽化が進むため、価値がある間に早めの活用 (売却や賃貸など) を検討する。

